

積水ハウス株主総会の会場変更の暴挙に対する緊急抗議声明

2020年4月16日

株主提案取締役候補者一同

これまで私たちは、積水ハウスのガバナンスの欠如を指摘し、現経営陣の全員を株主提案の取締役に代えるよう求めてきました。コロナに関する緊急事態宣言の下での株主総会の運営というガバナンスの根幹においても、現経営陣はガバナンスを全く無視した暴挙を企てております。

現経営陣は、2020年4月15日、株主総会開催の約1週間前になって、突然、株主総会の会場をホテルの2階から本社の35階の会場に変更することを発表しました。そして、コロナ禍を理由に、株主に対して会場への入場制限を行う可能性があるとしています。

この変更された会場は、当初のホテルとほぼ同じ面積ですが、積水ハウスの関連会社の所有建物であり、空きテナントのフロアであります。ホテルの会場は簡単に出入りができますが、この場所は、35階ということもあり、会場が一杯になったからとの理由（社員株主を使えば容易に可能）で、エレベーターを止めてしまえば、株主は容易には入場さえ難しくなるところであります。

株主総会は株式会社の最高の意思決定機関です。現経営陣のトップの不正取引の隠ぺいが報道されており、取締役の全員の交代の株主提案がなされている状況下で、株主総会の入場制限の提案をし、会場を上記のように設定しているのは、現経営陣が隠ぺいのためであればガバナンスを容易に無視する体質を露わにしたものと言えます。本来、株主総会は株主が経営陣に対する質疑を行ったうえで議決権を行使する重要な場です。今回現経営陣の提案は以下の点でガバナンスを簡単に無視する体質と株主軽視の姿勢を露呈するものであり、このような現経営陣の全員を交代させるガバナンス改革が必須であることを証明しております。

1. ① 3月から新型コロナ感染が拡大している状況でホテルからの相談が最近であったというのは考えにくく、一定程度余裕を持って相談がなされたはずですが、それにもかかわらず、総会直前になって会場変更と出席自粛要請を行った現経営陣は、株主に対する説明責任を果たす機会である株主総会の重要性を全く理解しておりません。
2. ② コロナ禍において株主総会の最大の問題である会場確保に抜かりがあるようでは、業務執行を担ってきた取締役の能力不足と言わざるを得ず、通常業務を執行する能力にも疑問があります。
3. ③ コロナ禍においては、株主総会では、通常より広い会場を確保し、株主間の距離を大きく取って、感染防止を図るべきです。それにもかかわらず、現経営陣は、密閉されたエレベーターに乗らなければたどり着けない35階の、しかも当初のホテルの会場よりも天井が低く狭い密閉された会場に変更しています。このような会場変更は、株主の感染のリスクをより高めるものです。
4. ④ 現経営陣が感染リスクの高い会場に変更し、かつ入場制限を行うとの宣言を行っていることからすれば、提案株主や不正取引に関心を持つ一般株主を排除しようとする隠

蔽体質を露呈しているものです。

5. ⑤ 総会の招集の決定には取締役会決議が必要であるところ、その場所の変更にも取締役会決議が必要です。しかしながら、この場所の変更については取締役会で決議をしていません。株主提案を行っている勝呂取締役が会場変更を知ったのは通知のみです。

以上のとおり、現経営陣は、株主軽視及び隠蔽の姿勢において、ガバナンスを簡単に無視することを証明しております。35階という簡単には行けない会場において、株主の入場の制限を行うことを公言する株主総会の開催は許されるべきではありません。

私たちは、第69回定時株主総会について、参加を希望する株主が参加でき、感染リスクを最小限にすることを求めるとともに、それができないのであれば総会の開催を延期することを求めます。そのため私たちは大阪地方裁判所にこのままの総会開催を許さないための請求を致します。

万が一総会がこのまま強行されることとなった場合においても、株主の皆様におかれては、この度の現経営陣が露呈させたガバナンス無視の現状を十分にご考慮いただき、議決権を行使いただきますようによろしくお願いいたします。

以上